別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び第25条第1項 関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それに よることができる。)

## 無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

## 総務大臣 殿(注1)

- □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- □電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、 第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に 変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記の とおり届け出ます。
- □電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許 手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のと おり申請します。
- □電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局 免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記 のとおり申請します。

(注2)

記

1 申請(届出)者(注3)

住 所	都道府県―市区町村コード [	J
	Ŧ( — )	
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ	
八汉有八石		
法人番号		
2 変更の対象となる	る無線局に関する事項(注4)	
① 無線局の種別及	び局数	
② 識別信号		
③ 免許の番号		
④ 備考		
3 申請(届出)の内容	字に関する連絡先	
所属、氏名	フリガナ	
電話番号		
電子メールアドレス		